

令和2年12月以降入居予定

町営住宅の入居者を募集します

▼対象者 町内に1年以上住み、原則同居する親族がいる人が対象です。ほかにも世帯収入・納税状況などに条件があります。

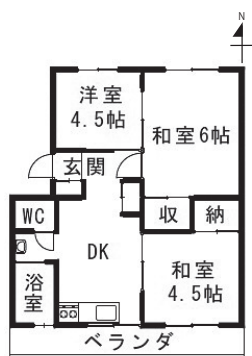
詳しくは町ホームページ(次のQRコード)で確認するか、お問い合わせください。



▼家賃 毎年度、入居者の所得状況などから算定(1万5000円〜3万4800円)します。

※共益費の負担があります。

▼住宅の間取りなど 次の図参照。



●江川住宅312号(4階)



●江川住宅120号(4階)



●江川住宅316号(4階)

※共通事項は次の通りです。

- ・住所 筒井1260番地
- ・トイレ 洋式
- ・駐車場 なし

▼受付期間

9月7日(月)〜18日(金)

8時30分〜17時15分

※土・日曜日を除きます。

※申込書は、町ホームページでダウンロードできるほか、窓口にあります。

▼申し込み方法 申込書に、次の書類を添えて申し込んでください。

- ・世帯全員の住民票の写し(本籍地と続柄が記載されたもの)
- ・令和2年度(元年中の所得)の所得証明書(マイナンバーカードの提示により原則、省略可)

・町税の完納証明書

※抽選により、入居者を決定します。

▼申込先・問い合わせ

まちづくり課建築住宅係

☎985-4122

9月20日から26日までは動物愛護週間
ペットとの快適な生活を

ペットは私たちの生活に潤いとやすらぎをもたらしてくれる存在です。一方でペットの飼い主には、ペットが健康で快適に暮らせるように、また社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにしていく責任があります。左に犬と猫の飼い方の注意点を記載しています。この機会に、ペットとの暮らし方を考えてみましょう。

▼犬を飼い始めたら…

①登録 30日以内に登録が必要で、未登録の場合は登録料3000

鳴き声に気を付けましょう

必要以上にほえる場合は、その原因から対処することが大切です。毎日の散歩で運動不足によるストレスを防ぎましょう。また、散歩時にはリードを付け、ふん尿の始末もきちんとしてみましょう。



犬を飼うときは

室内で飼いましょう

猫は環境を整えれば室内でストレスなく過ごせます。

また、交通事故や猫白血病などの伝染感染症の危険から守ることもなります。



猫を飼うときは

円を持って左記窓口までお越しください。

※犬の登録事項(飼い主に関することや犬の所在地)に変更があった場合は届け出が必要です。

②狂犬病予防注射 年に1回注射を受ける必要があります。4月の集合注射などを利用して、毎年受けましょう。

問 町民課生活環境係

☎985-4117





産業まつり たわわ祭を中止します

新型コロナウイルス感染症予防のため、例年11月中旬に開催している、松前町産業まつり「たわわ祭」の今年度開催を中止します。



問 産業課商工水産観光係
☎ 985-4120

明るい人権の町づくり大会を中止します

新型コロナウイルス感染症予防のため、10月25日⑥に延期を予定していた「令和2年度明るい人権の町づくり大会」を、中止します。

問 社会教育課人権教育係 ☎ 985-4137



例年秋の全国交通安全運動期間中に実施している、「おたたさんで交通安全茶屋」の今年度開催を中止します。

新型コロナウイルス感染症予防のため おたたさんで交通安全茶屋を中止します

問 町民課コミュニティ係
☎ 985-4228

▼交通安全を心掛けよう
9月21日～30日は、秋の全国交通安全運動期間です。
この機会に一人一人がより一層交通安全を心掛け、交通死亡事故ゼロを目指しましょう。

STOP コロナ差別

感謝と連帯意識を忘れずに

全国的に、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）感染者、濃厚接触者や医療従事者などに対する誹謗中傷や差別が問題になっています。愛媛県でも、感染者に心ない声を浴びせたり、誹謗中傷するビラをまいたりする事例が発生しました。

恐れるべきは人ではなくウイルスです。次の4点を心掛け、偏見や差別の起こらない町にしましょう。困ったときは、右記相談窓口などに連絡を。

▶正しい情報で正しい認識を

うわさや誤った情報に振り回されないで、国、県や町が発信する正しい情報を基に正しい認識を持って発言や行動をしましょう。

▶一人一人の問題として考えよう

感染リスクは誰にでもあるということを認識し、他人事ではなく自分自身のこととして向き合しましょう。

▶感謝と連帯意識を忘れずに

医療従事者をはじめ、最前線で命を守りコロナと闘っている人たちに感謝し、社会全体で闘っているという連帯意識を深めましょう。

▶差別を許さない町民の輪を広げよう

差別はする側の問題です。差別を許さない温かい輪で、人権を守りましょう。

●コロナに係る一般相談窓口（24時間対応）

☎ 909-3468

●みんなの人権（平日8時30分～17時15分）

☎ 0570-003-110

令和3年度 町立幼稚園入園児を募集します

▼入園資格

町内に住所があり、在住している3歳児（平成29年4月2日～30年4月1日生まれ）

※4、5歳児の入園希望者は、子育て・健康課保育幼稚園係へお問い合わせください。

▼定員

松前幼稚園35人、古城幼稚園35人

※現在3、4歳児のクラスに兄弟がいる場合は、優先して決定します。

▼保育時間

●登園 8時30分～9時

●降園 14時

※お弁当を持たせてください。

※保護者と一緒に通園してください（駐車場少し有）。

▼申し込み方法

子育て・健康課に、「入園願」と「教育・保育給付認定申請書」（どちらか認め印（朱肉を使うもの）を提出してください。

右記書類は町ホームページからダウンロードできるほか、子育て・健康課、各幼稚園にあります。

問 子育て・健康課保育幼稚園係

☎ 985-4116

松前幼稚園（北黒田966番地2）

☎ 984-1456

古城幼稚園（筒井1387番地1）

☎ 984-2354

●受付期間

9月1日②～15日②

8時30分～17時15分（土・日・祝は除く）

幼稚園は楽しいよ
私たちと一緒に遊ぼう



国勢調査にご協力を

国勢調査は、社会福祉、雇用施策や防災対策など、私たちの生活に欠かせない施策に役立てられる大切な調査です。令和2年10月1日現在、日本に住んでいる全ての人を対象に行います。

▼調査票の配布 9月中旬から、調査員が各世帯を訪問し、郵便受けに入れるなどして配布する。

▼回答方法 回答サイトにアクセスし、インターネットで回答するか、回答書類を郵送する。
※できる限りインターネットでの回答にご協力をお願いします。

回答方法など詳しくは、次のQRコードを読み込むか、国勢調査キャンペーンサイト<http://kokusei2020.go.jp/>で確認できます。



※調査内容は、統計の作成に関連する目的以外には使用しません。

問 国勢調査コールセンター

9月7日(月)以降の8時～21時

☎ 0570-07-2020

※050から始まる番号でお掛けの人は、☎ 03-6636-9607

財政課統計電算係

☎ 985-4101

精神障がい者の家族を対象 家族懇談会に参加しませんか

松前町と伊予市が合同開催する「家族懇談会」では、精神障がいについて学んだり、参加者がお互いの体験を伝え合い、気持ちを共有したりしています。

▼日時

① 9月11日(金) 13時30分～15時
② 12月11日(金) 13時30分～15時

③ 3月下旬(金) 13時30分～15時

▼場所

①・② 伊予市総合保健福祉センター(伊予市尾崎3番地1)

③ 松前町総合福祉センター

※参加を希望する人は、左記まで。

問 子育て・健康課健康増進係

☎ 985-4118

9月1日から30日まで

食中毒防止と健康増進を心掛けましょう

【集団食中毒防止月間】

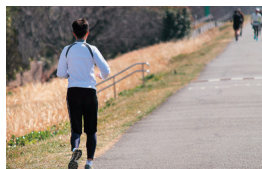
夏の暑さで体力を消耗し、抵抗力が弱っている9月。気温の高い日が続くため、食中毒に注意が必要です。

弁当やテイクアウトを利用するときは、しっかりと手洗いをし、常温で放置せず、できるだけ早めに食べるようにしましょう。



【健康増進普及月間】

生活習慣病を予防するには、運動習慣の定着、食生活の改善や禁煙など、健康的な生活習慣を確立することが大切です。この機会に、生活習慣を見直してみませんか。



問 子育て・健康課健康増進係

☎ 985-4118

安心して利用してください ジェネリック医薬品を知っていますか

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、効能や効果を持つ医薬品です。

町は、皆さんの薬代の負担や国保から支払われる費用を抑えるため、低価格のジェネリック医薬品の利用促進を行っています。

▼先発医薬品とジェネリック医薬品は同じもの？

問 有効成分や効能は同じですが、薬の形状、色、味や添加物などが違います。中には飲みやすく変えているものもあります。

Q どのくらい安くなるの？

問 先発医薬品と比べて5割程度、中にはそれ以上安くなるものもあります。

Q 安いけれど、効き目や安全性は大丈夫？

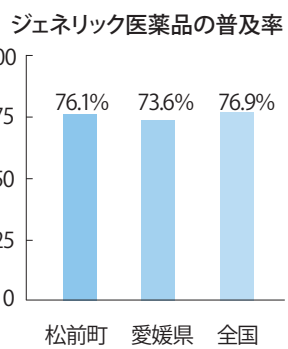
問 ジェネリック医薬品の効き目や安全性は十分に確認され、厚生労働省の承認を得て製造・販売されています。

Q どうしたら処方してもらえるの？

問 医師に相談し、処方箋が出たら調剤薬局でジェネリック医薬品を希望していることを伝えてください。医師に伝える場合は、ジェネリック医薬品希望シールを保険証やお薬手帳に貼る方法もあります。シールがほしい人は保険課窓口までお越しください。

Q 普及率はどれくらいなの？

問 現在町の普及率は、前年度から2.5ポイント増えて76.1%となり、全国平均をわずかに下回っています。なお厚生労働省は2020年9月までの目標普及率を80%としています。



Q ジェネリック医薬品を使用したくない

問 ジェネリック医薬品の使用は強制ではありません。医師の意見や本人希望で使いたくない場合は無理に変更する必要はありません。

Q 手元にある薬がジェネリック医薬品かどうか知りたい

問 医師や薬剤師に確認するか、インターネットで調べることができます。かんじやさんの薬箱http://www.generic.grip/index_sr.php



問 保険課医療保険係

☎ 985-4107

出作遺跡の出土品ロビー展

展示物を入れ替えました

出作遺跡は、西日本を代表する古墳時代の大規模な祭祀遺跡です。町民の皆さんに出作遺跡のことを知ってもらうため、今回は土師器や須恵器を中心に展示しています。

▼土師器とは 弥生土器の技法を受け継ぎ、800度前後で焼成した赤褐色の素焼きの器。食料を蓄えたり、煮炊きしたりするつぼとして利用されていた。

▼須恵器とは 朝鮮半島の陶質土器の技法を受け継ぎ、窯を使って千

度以上で焼成した青灰色の耐久性の高い器。5世紀に朝鮮半島から渡来した工人在産を開始したもの。



▼展示期間

令和3年3月31日(水)まで

▼展示場所 役場1階ロビー(情報公開コーナー前)

問 社会教育課生涯学習係

☎ 985-4135

地域の安全・安心のため活動

伊予地区防犯相談所長を 紹介します

▼松前支部

地区名	氏名
南黒田	鹿野 武志
北黒田	頼藤 哲也
宗意原	灘野 保
新立	◎鶴田 清
本村	豊郷 正信
筒井	廣藤 邦夫
社宅	三島 邦裕

▼北伊予支部

地区名	氏名
徳丸	和氣 平
中川原	◎加藤 賢司
出作	泉本 秀信
神崎	高石 通
鶴吉	大西 明男
横田	古野 雅清
大溝	西村 榮造
永田	水口 勉
東古泉	池内 重男

▼岡田地区

行政区(学校)	氏名
大間	田所 祐史
上高柳	杉 正信
恵久美	◎山崎 宣行
昌農内	阪本 典久
西高柳	井上 昭英
西古泉	岡見 輝彦
北川原	出石 實
塩屋	上田 計良

※ 敬称略。◎は支部長

※ 任期は、令和2年4月1日～4年3月31日

問 伊予地区防犯協会 ☎ 982-0110

年金生活者支援給付金の請求手続き

所得が低い年金受給者のうち、経済的な援助が必要な人の生活を支援するため、年金に上乗せする形で「年金生活者支援給付金」が給付されます。

給付金を受け取るためには請求手続きが必要です。対象者には、日本年金機構から見込み額を記載した給付金請求書（はがき形式）が送付されますので、届いた人は請求手続きを行ってください。

▼対象者 前年の所得額が老齢基礎年金の満額以下の人など

※詳しくは、自分の基礎年金番号が分かるものを用意し、「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

●ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

※050から始まる電話でお掛けの人は、☎03-6700-1165

【受付時間】

・月曜日 8時30分～19時

・火～金曜日 8時30分～17時15分

・第2土曜日 9時30分～16時

▼請求方法 日本年金機構から届いた給付金請求書に必要事項を記入し、返送してください。

●松山西年金事務所（ナビダイヤル）

☎925-5105

町民課住民係

☎985-4106

屋外広告物の表示には許可が必要です

町の許可なく、屋外広告物を表示・設置することはできません。しかし、現在無許可で表示・設置している屋外広告物が町内で多く見受けられます。無許可で表示・設置すると、30万円以下の罰金に処される場合があります。きちんと申請をしましょう。

▼屋外広告物とは

・看板、立看板、はり紙やはり札
・広告塔、広告板や建物などに表示されたものなど

▼申請方法 左記窓口へお越しください。

●まちづくり課都市計画係

☎985-4124

9月10日は「下水道の日」です

下水道の日は、下水道を全国的に普及するため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年に「下水道の日」となりました。

▼松前町の下水道

平成14年度から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。

沿線の人々は、下水道への接続をお願いします。

▼下水道の役割

①さわやかな生活ができる

トイレが水洗化されるので、衛生的で快適な生活に変わります。

②街がきれいになる

家庭などから出る汚水が下水管に流れるようになり、街を清潔にします。

③川や海がきれいになる

汚水が川や海などに直接流れないため水質が保たれ、豊かな自然が守られます。

▼下水道を利用する皆さんへ

公共下水道に汚水を流す場合は必ず使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合や排水設備を撤去する場合は使用休止・使用廃止の届け出をしてください。

●上下水道課業務係

☎985-4126

「ルール違反ごみ」をなくそう ごみ集積場所は、いつも清潔に

皆さんは、ごみ出しのルールをきちんと守っていますか。中には分別ができていなかったり、排出日を間違えていたりする「ルール違反ごみ」を出す人がいます。

ルール違反ごみは回収できません。次の排出ルールを必ず守りましょう。

▼収集日当日の朝7時までに所定の集積場所に出す

※カラスなどに荒らされ、集積場所が汚れることのないようにしましょう。

▼可燃ごみは松前町指定袋、他のごみは透明か白色半透明の袋で出す

●町民課生活環境係

☎985-4117

